

規 則

埼玉県立文書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十五日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第二号

埼玉県立文書館管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立文書館管理規則（昭和五十年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条 館内において文書館の文書（以下「文書」という。）を利用しようとする者は、利用票に氏名、住所、連絡先その他必要な事項を記載し、館長に提出しなければならぬ。

2 同時に利用できる文書は、特別の事由により館長が適当と認めた場合を除き、十点以内とする。

第五条 館長は、利用者から求めがあつた場合には、利用証を交付することができ

る。

2 利用証の交付を受けようとする者は、利用申込書に氏名、住所、連絡先その他必要な事項を記載し、館長に提出しなければならない。

3 利用証の交付を受けた者は、前条第一項の規定にかかわらず、利用票における住所及び連絡先の記載を省略することができる。

4 利用証の交付を受けた者は、利用証を亡失し、又はその住所若しくは氏名を変更した場合には、速やかに館長に届け出なければならない。

5 利用証は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

第七条第二項中「様式第四号の」及び「様式第五号の」を削る。

第十一条第二項中「様式第六号の」及び「様式第七号の」を削り、同条第三項中「様式第八号の」及び「様式第九号の」を削る。

様式第一号から様式第九号までを削る。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。